

11月 2021.11.15発行

おしらせ版

●編集・発行／玉村町役場企画課 ●〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201 ●TEL 0270-65-2511(代)／FAX 0270-65-2592  
●ホームページアドレス <https://www.town.tamamura.lg.jp/> ●電子メールアドレス [iken@town.tamamura.lg.jp](mailto:iken@town.tamamura.lg.jp)

## 冬の県民交通安全運動を実施します

環境安全課 ☎64-7708

運動期間 12月1日(水)～10日(金)

スローガン 「自転車も 止まってよく見て 交差点」

●サブスローガン 僕たちの 命をてらす 反射材



- ◎ **運動重点**
- 子どもと高齢者の交通事故防止
  - 夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材などの着用促進
  - 飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶

冬季は日没時間が早まります。ドライバーは薄暮時からの早めのライト点灯、歩行者は反射材の着用を心掛けましょう。

## 第3期 玉村町小規模事業者事業継続支援助成金

経済産業課 商工労働係 ☎65-7144

町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少し、経営に支障をきたしている小規模事業者に対して、支援を行います。※すでに第2期小規模事業者事業継続支援助成金に申請している事業者も対象となります。

### 助成対象事業者

- 小規模事業者(業種に関わらず従業員数が20人以下の事業者)
  - 町内に住民登録(令和2年12月末日時点)がある個人事業主
- ※ただし、小規模事業者以外の法人が事業を行う支店・フランチャイズ店は除きます。

### 助成金額

- 令和2年8月から令和3年12月までの任意の月の売上が、前年または前々年同期比で20%以上減少している事業者に対して10万円を交付します。
- ※1事業者1回のみ  
※ただし、対象の月と比較する前年または前々年同期の売上が10万円に満たない事業者は対象外です。

### 申請に必要な書類

- 第3期玉村町小規模事業者事業継続支援助成金交付申請書  
※町ホームページからダウンロードするか、電話にてお問い合わせいただければ、申請書類を郵送します。
- 令和2年の確定申告書の控えなどの写し  
※法人の場合は「別表一」・「法人事業概況説明書」控えの写しを添付してください。  
※個人事業主の場合は、青色申告の人は「第一表」・「所得税青色決算申告書」、白色申告の人は「第一表」・「事業所得内訳書(収支内訳書)」控えの写しを添付してください。
- 売上がわかる書類(減収月の売上高および前年または前々年同期の売上高がわかる売上台帳などの写し。申請者の氏名があれば様式は任意)
- 他市町村にお住まいで町内に事業所がある人は、住所地の市町村税納税証明書

### 申請期間

令和4年1月31日(月)午後5時15分までに必着

### 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送による申請をお願いします。

### 郵送先

〒370-1192 玉村町大字下新田201  
玉村町役場 経済産業課商工労働係  
あて

# 個人番号カード受け取り 日曜窓口

住民課住民係  
☎64-7701

12月12日 午前9時～正午まで

個人番号カードの受け取り日曜窓口は**予約制**です。利用する場合は、必ず平日の午後5時までに電話にてご予約ください。ご予約がない場合のお取り扱いはできません。個人番号カードをまだ受け取っていない人はご予約の上、早めにお受け取りください。

受け取りに必要な書類などについてはお問い合わせください。  
※代理人での受け取りについては、必ず事前にお問い合わせください。

【個人番号カード】



## 図書館からのお知らせ

図書館 ☎(65)1122

### 【親子絵本講座】の開催 (子育てに絵本を)

子どもの年齢に合わせた絵本の紹介と読み聞かせ、絵本・子ども・子育てについてお話しします。絵本の読み聞かせをとおして、親子で心温まる時間をお過ごしください。

期日 12月11日(土)  
時間 午前10時30分～11時30分  
会場 文化センター2階 和室1・2

講師 NPO「時をつむぐ会」横山由美子さん

対象 15人(組) 先着順  
親と子ども、保育園・幼稚園・小学校などで読み聞かせをしている人、絵本・子ども、読み聞かせに興味・関心のある人

参加費 無料  
申込方法 11月24日(水)より、電話または図書館カウンターにてお申し込みください。

### ミニシアターの開催

期日 12月23日(木)  
時間 開場 午前9時15分  
開演 午前9時30分  
会場 文化センター1 研修室3  
作品名 「僕のワンダフル・ライフ」  
(日本語吹替100分)

定員 15人(先着順)

### 冬の読み聞かせ会

図書館ボランティアによる季節の読み聞かせ会です。冬にちなんだ絵本や紙芝居が盛りだくさん！  
ぜひご来場ください。

期日 12月12日(日)  
時間 午前11時～(約30分)  
会場 文化センター2階

対象 図書館集会所  
どなたでも参加できます。

※急遽中止になる場合は、図書館ホームページおよび館内掲示にて案内します。ご理解・協力をお願いします。

## 保健センターからのお知らせ

保健センター ☎(64)7706

○**予防接種実施医療機関の追加**  
生クリニックが追加となりました。

住所 上茂木47001  
電話 (50)0800

追加された予防接種  
二種混合  
接種開始日  
二種混合(DT) 2期  
11月1日

※個別予防接種実施医療機関については健康のしおりをご覧ください。

参加費 無料  
申込方法 当日に受け付けします。

# 群馬県社会福祉協議会からのお知らせ

健康福祉課  
☎64-7705

## 【生活困窮者・ひきこもり】メール相談 を行っております

**対象者** ひきこもりや日々の生活でお悩みのご本人・ご家族  
**対象地域** 群馬県内の町村部  
**支援内容** ご本人・ご家族からメールでのご相談をお受けします。ご相談の内容によって、必要な支援機関におつなぎします。

※群馬県から受託の「生活困窮者自立相談支援機関における機能強化事業」です。

### ご相談はこちらから

「群馬県社会福祉協議会 メール相談」で検索を。  
二次元コードからもアクセスできます。

群馬県社会福祉協議会 メール相談

検索



ひとりで悩んでいませんか？  
生活困窮者・ひきこもり メール相談はじめました

**ご本人**  
●外に出ることが不安  
●持ちやぶ気がでない  
●ひきこもり状態から抜け出したい  
●仕事や生活などで困っている

**ご家族**  
●子どもがひきこもりかもしれない  
●どこに相談していいかわからない  
●このままだと将来が心配

**対象者** ひきこもりや日々の生活でお悩みのご本人・ご家族  
**対象地域** 群馬県内の町村部  
**支援内容** ご本人・ご家族からメールでのご相談をお受けします。ご相談の内容によって、必要な支援機関におつなぎします。

ご相談はこちらから  
群馬県社会福祉協議会 メール相談

QRコード  
群馬県社会福祉協議会 TEL 027-212-0011  
住所 〒371-8525 群馬県新前町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 4階

# 「人権週間」 特設人権相談所 開設



伊勢崎人権擁護委員協議会（前橋法務局伊勢崎支局内） ● ☎25-0758

法務省および全国人権擁護委員連合会では、国連が世界人権宣言を採択した記念日である12月10日の「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日から同月10日まで）を「人権週間」と定め、人権尊重の普及公用に努める為、「特設人権相談所」を開設します。

人権問題や困りごとで悩んでいる人はお気軽にお近くの特設相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

なお、コロナウイルス感染症の状況により特設相談が中止になる場合がありますが、電話による相談は、全国共通人権相談ダイヤル「☎0570-003-110」をご利用ください。

## 【玉村町特設人権相談所】

期 日

12月6日（月）

時 間

午前9時～正午まで

場 所

玉村町社会福祉協議会  
（まちなか交流館）

相談予約電話

☎65-8864

## 警察が行う犯罪被害者支援

伊勢崎警察署警務課 ● ☎26-0110



警察では、犯罪被害にあった人やそのご家族が安心して暮らすことができるようさまざまな支援を行っています。

### ● 情報提供

刑事手続きの概要や捜査、裁判の過程で利用できる制度、各種機関の相談窓口などについて情報を提供します。

### ● 経済的負担の軽減

特定の犯罪により障害などを負った場合には、医療費などの一部について警察が経費を支出するなど、被害にあった人などの経済的な負担を軽減する制度があります。

### ● 精神的負担の軽減

安心して被害の届け出や相談などができるよう犯罪被害者相談電話を設置しているほか、カウンセリング体制を整備しています。

### ● 安全の確保

同一の犯人から、再度危害を受けないように、防犯指導や立ち寄り警戒を行うほか、さまざまな機材などを活用して安全対策を講じます。

### ● 犯罪被害給付制度および国外犯罪被害弔慰金等支給制度

故意の犯罪行為により、死亡、負傷または疾病が生じた場合および日本国外における故意の犯罪行為により死亡、障害が残った場合に、ご遺族や被害にあわれたご本人に対して、国が一時金を支給する制度があります。（審査により、減額または不支給になることがあります）

なお、詳しくは群馬県警察ホームページをご覧ください。



### 訂正とお詫び

広報11月号において、次のとおり記載内容に誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

26ページ『シールを集めて「たまたんグッズ」をGETしよう!』の中で、対象店舗にて配布するシールの枚数です。

【誤】 野菜は1包装につき2枚配布します。

【正】 野菜は1包装につき1枚配布します。

# 国民年金納付猶予制度

住民課高齢者医療年金係

☎(64)7702

50歳未満の第1号被保険者で所得の少ない人には、国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。この制度は、世帯主（同居の親など）の所得に係なく、本人および配偶者の所得が一定の基準以下の場合に保険料の納付が猶予されるものです。保険料の納付猶予を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます。また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。

今年度分の猶予の承認期間は、令和3年7月から令和4年6月までです。納付猶予制度を申請される人は、住民課高齢者医療年金係で手続きをしてください。申請は原則として毎年必要です。ただし、翌年度以降もあらかじめ申請（継続申請）することもできます。詳しくは、住民課高齢者医療年金係または年金事務所へご相談ください。

前橋年金事務所国民年金課  
☎(0276)2331-1700

## ■送迎バス運行表（12月）

| 日曜日 | 月曜日  | 火曜日  | 水曜日  | 木曜日  | 金曜日  | 土曜日 |
|-----|------|------|------|------|------|-----|
|     |      |      | 1日   | 2日   | 3日   | 4日  |
|     |      |      | 玉B地区 | 芝根地区 | 上陽地区 | 開館  |
| 5日  | 6日   | 7日   | 8日   | 9日   | 10日  | 11日 |
| 休館日 | 玉A地区 | 玉B地区 | 芝根地区 | 上陽地区 | 玉A地区 | 開館  |
| 12日 | 13日  | 14日  | 15日  | 16日  | 17日  | 18日 |
| 休館日 | 玉B地区 | 芝根地区 | 上陽地区 | 玉A地区 | 玉B地区 | 開館  |
| 19日 | 20日  | 21日  | 22日  | 23日  | 24日  | 25日 |
| 休館日 | 芝根地区 | 上陽地区 | 玉A地区 | 玉B地区 | 芝根地区 | 開館  |
| 26日 | 27日  | 28日  | 29日  | 30日  | 31日  |     |
| 休館日 | 上陽地区 | 玉A地区 | 休館日  | 休館日  | 休館日  |     |



- 12月より、送迎バスの利用を試験的に登録制とします。
- 登録をされた人の停留場所を運行します。
- お迎えの運行時間は、おおよそ午前9時から9時30分の間です。登録された人には、送迎時間をお知らせします。
- 利用をご希望の人は、老人福祉センターまでご連絡ください。

## ■停留場所

※お帰りのバスは午後3時に出発します

| 行政区 | 停留場所            | 行政区 | 停留場所              | 行政区 | 停留場所           |
|-----|-----------------|-----|-------------------|-----|----------------|
| 角 刈 | 墓地十字路・岩倉橋土手・家具屋 | 八幡原 | 公民館               | 下茂木 | 研修所西南十字路       |
| 上之手 | 不動産前・公民館        | 上新田 | 公民館・角田病院前         | 後 箇 | 東屋             |
| 5丁目 | 商工会西駐車場         | 板 井 | 西部公民館・諏訪神社南・東部公民館 | 上茂木 | 酒店前            |
| 6丁目 | 公民館東十字路         | 斎 田 | 井野商店              | 上樋越 | 公民館            |
| 7丁目 | メモリアルホール        | 福 島 | 公民館               | 中樋越 | ビニールハウス前（中樋越西） |
| 8丁目 | 家具屋             | 箱 石 | 消防7分団             |     | 児童館・公民館        |
| 9丁目 | 金田石油南           | 下之宮 | 月田商店              | 藤 川 | 万寿屋・公民館        |
| 上飯島 | 三和食堂            | 小 泉 | みつわ団地入口           | 飯 塚 | 公民館            |
| 南 玉 | お墓・団地・幼稚園入口     | 五 料 | 郵便局西・公民館          | 原 森 | 公民館            |
| 与六分 | 町営・玉村高校         | 飯 倉 | 公民館               | 上福島 | 公民館            |
| 宇 貫 | 公民館南            | 川 井 | 公民館・牛舎跡地          |     |                |

## 12月のお知らせ

- 20日(月)から22日(水)は、ゆず風呂イベントを行います。
  - 12月29日(水)から令和4年1月3日(月)の間は、年末年始休館とさせていただきます。
- ※新型コロナウイルス感染予防のため当面の間、ふれあいステージは中止します。

## ■新型コロナウイルスに関するお知らせ■

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、臨時休館となる場合があります。

# 玉村町老人福祉センターからののご案内

老人福祉センター（玉村町社会福祉協議会）

☎(65)1294

☎(65)1309